

第2回「徳島県読書バリアフリー推進協議会」会議録

令和3年2月19日（金）10時から11時30分まで 県庁10階大会議室

（事務局より説明）

委員長

ありがとうございました。

今、骨子案に基づいて、事務局の方からご説明をいただきました。活字にはなっていないけれども、口頭で、プラスアルファでこういったことも考えている、といった説明もありました。これから委員の皆さんには、この骨子案の中で、ここはポイントなので充実してほしいということや、さらにこういう具体策があるので骨子案に盛り込んでいただきたいということなどをお聞かせいただきたいと思います。こういったご時世ですし、あまり会議を長引かせてもいけないと思いますから、協議の時間を1時間ということをお願いしたいと思います。どなたからでもご意見をいただければと思います。

委員

まず、第4章の施策の方向性の7ページ、「アクセシブルな書籍の充実及び製作人材の養成・確保」というところです。今、著作権法で定められている録音図書を製作できるのは、視覚障がい者等の福祉に関する事業を行う者で、点字図書館や図書館、そして一定の要件を満たすボランティア団体ということになっていると思います。ですので、製作をしているのは県内ではおそらく、ボランティア団体と点字図書館だけだと思います。（教育機関は別）ここが一番気になるので、意見をいくつか言わせていただきます。

基本的な考え方のところで、「アクセシブルな書籍の量的拡充を図ります」というところがあるのですが、国の計画の中では「質的・量的拡充」だったと思います。量も重要なのですが、やはり教育活動であったり、就職活動、あるいは研究者の資料となり得るものですので、質ということも非常に重要なことだと思います。やはり両面からの拡充ということが重要ではないかと思いました。また、いろいろなところと分担製作、というところがあるのですが、一番おさえておかなければいけないのが、先ほど申しあげました著作権法の第37条のことで、いろいろな書籍をテキストデータに変換するという作業については、先ほど申しあげた三者が主体となってやっていかないといけないということです。

また、製作においての関係者の連携なのですが、確かに、医学あるいは医療関係の図書などを音訳・点訳する時に、非常に読みに困るわけです。そういった時に、視覚支援学校の先生方にご協力いただいたりだとか、郷土資料を製作する時に、県内の著者、出版社であれば、できるだけテキストデータを提供していただけるような働きかけも必要ではないかと思います。それがあれば、製作に係る時間が縮減されるということもありますので、国の方は出版社の方に交渉するというのも計画の中にうたわれておりますが、県内で出版される郷土資料等の書籍についてはデータを提供していただければ大変ありがたいと思います。

もう一点は、GIGAスクール構想のタブレットを活用した製作というところです。先般、委員から大変よい貴重なご意見を伺って、私もよいと思いましたので、少し調べてみましたところ、現在の業務仕様の製作ソフトはタブレットには対応していないようなのです。パソコンで編集するシステムになっているので、現状ではパソコンの方を使用した製作体験になると思います。タブレットはむしろ、利用サイドで非常に有効だと思います。ですので、計画では、タブレットを広く活用するという方向で書くのがいいのではないかと思います。

委員長

大きく四点でした。一つは「書籍の量的拡充」と「質的拡充」は必ず両面必要だということ。この7ページのところは、アクセシブルな書籍を「作る」という領域なのですけれど、作ってもいいという機関にしぼりがあって、誰でも作れるという状況ではないということ。また、作るためには、できれば県内の出版社にはテキストデータでいただけるといいということ。また漢字の読みなどが非常に困るのでそういったところでお手伝いをいただけたらということ。最後は、タブレットでの製作体験というのは実際のところは難しく、パソコンでないとということでした。今、タブレットのことが議論にあがりましたが、今日は総合教育センターの方から代理がおいでしています。タブレットは今どのような状況になっていますか。

委員（代理）

ただいまご質問のありましたGIGAスクールの端末の状況についてです。国の補助は小学校と中学校までなのですが、これに加えて徳島県では高校、特別支援学校、県立の中学校、つまり県立学校全部を対象にしまして、一人に一台ずつタブレット端末を導入することになっております。そのタブレットで様々な活用を目指しているわけですが、スケジュールとしましては、今年度末で設置完了の予定であり、小中学校が2月末、県立学校は3月末ということで進めている状況です。

委員長

徳島県は範囲を広げるということですね。ほかに骨子案についてご意見ございますか。

委員

私からは感想も含めて三点申し上げます。

骨子案の1ページの「計画の対象者」のところに、発達障がい者について書いてございます。「読字に困難のある発達障がい者」とあるのですが、発達障がいはいくつかのタイプがあって、その中の一つが学習障がい、その中にさらに読字障がい、ディスレクシアの方がいらっしゃるということで、例えば「読字困難などを含めた発達障がい者」とするか、「読字困難（ディスレクシア）などを含めた発達障がい者」とするか、人によって特性は様々ですので、コミュニケーションに障がいがある方も含めて「発達障がい者の方」とするか、というのが一つです。二点目は前回の「ヘルプを出しにくい」というところも勘案していただいて、製作人材の充実だけではなく、図書館サービスを提供する環境づくりの方について、発達障がい者についても、表示の工夫や案内といった個々のニーズに対応できる支援の充実、と書いていただきました。また、出前講座を取り入れた人材の養成についても記述いただいた点について、感謝申し上げます。最後三点目です。この骨子案を今後パブリックコメントを経て、新年度5月に審議し、7月に策定・周知とあります。この計画自体を広く県民の方に周知する段階のことについてですが、私どものセンターも様々なリーフレットを作っているのですが、反省点として、視覚障がい者の方への対応ができておらず、紙ベースでしたので、この新しい計画では、広く県民の方に周知できる方法をとっていただけたらと思います。

委員長

一点目については事務局をお願いします。二点目は、発達障がい者も含めて記述をしていただいた、というご意見。三点目はこの計画を作って周知する時に、視覚障がい等のある方に対して周知していく方法として、紙ベースのリーフレットだけでは十分ではないので、工夫をしていただきたいということでした。

委員

第4章の具体的な施策の、図書館等の円滑な利用の促進というところについてです。ここは、図書館の周辺も含め考えられることと思います。そこで、「環境の促進（段差の解消）」とありま

す。図書館内の段差の解消はそれでよろしいと思いますが、図書館に隣接して歩道があって、その前に道路があります。歩道と車道の段差というのは2センチの段差をつけなければならないのです。マニュアルではそうなっていますので、このところは段差解消ではなくて、段差2センチ確保しなければならないということを、この委員の皆様の共通認識として知っておいていただきたいと思います。

それと、この骨子案についてですけれども、私は概ねよろしいかと思っております。計画ができましたら、前へ進めていかななくてはならないですけれども、その際には、前回も申し上げましたとおり、県立図書館がリーダーシップをとって、市町村図書館、大学図書館等々の図書館とネットワークを組んでやっていく。そして、年会費4万円がかかりますけれども、各図書館にサピエに入会していただきたいと思っております。そうなりますと、大きな話になりますので、県立図書館の中に専門的なリーダーを配置していただくのが好ましいことだと思っております。早くそういった形をとって、全国のモデルとなるようなものにしていただきたいと思っております。岡山県では、市町村の図書館が概ねサピエに入会しているようでございます。この読書バリアフリー推進計画がまだ策定されていないにもかかわらず、進んだ考え方でやっておられるのですから、早くそういった考え方で、前へ前へ進めていただくことが、読書バリアフリーの推進になるのではないかと思っております。

委員長

委員からは、図書館に焦点を当てて、段差の解消というのは図書館内の話で、外の道路の段差とは切り分けて考えるということ、委員の中では共通理解していただきたいということ。また、県立図書館を中心に各図書館とネットワークを作って、できれば県立図書館の中に読書バリアフリーの専門部署または専門の担当を置いていただいて、実効ある形で前へ前へ進めていただきたいというご要望であったと思います。

委員

この会で、こういうご意見があったということ職場に帰りまして協議していきたいと思えます。

県立図書館では、以前の会でも申し上げましたけれども、今、電子書籍にも力を入れていまして、こちらを充実させていきたいと思っております。先ほどのお話で、点訳・音訳される時に文字が読めないという時は、レファレンス等で対応させていただいております。それで、県立図書館が中心になって実行してほしいというお話だったのですけれども、そうではなくて市町村には県下全域で、図書館だけでなく、社会福祉系の部署であるとか、いろいろな部署があると思えますので、それらがうまく一体となって動いていくような仕組みでなければうまくいかないのではないかと、県立図書館内で話し合っているところです。

また、先ほど委員から、郷土史料のデジタルデータを出版社の方から提供してほしいという話がありましたが、郷土資料以外にも行政資料や市町村の広報資料等、実際、県内でどの程度使われているのか、紙ベースではなくてテキストデータや音訳のもので、どれくらい足りなくて、実際どれくらいのもので今あるのかということ、ぜひお聞きしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

委員

先ほど私が申し上げたのは、製作する時に、最近ですと出版社はほとんどがデータ化したものから印刷されているので、元々データをお持ちだと思います。それを出版社からはなかなか提供していただけないことがあるのですが、読書困難者への読書を保障するという意味においては、データを提供していただきたいと思えます。国の計画の中でもうたわられていたと思うので

すけれども、全体では都道府県からは難しいと思うので、せめて郷土史料を出版している地元の出版社の方にご協力いただいて、データを提供していただけたら有り難いと思っています。行政資料ですが、私どもで音訳・点訳する時に、行政からは可能な限りテキストデータを提供していただいております。

委員長

ほかにご意見はありますか。

委員

先般の協議でお話した知的障がいの子供たちへの配慮をいただいて、非常によく加味できた案だと思っています。その中で、第4章の3「読書を支援する環境の充実と人材の育成」のところ、二点ほど追加等させていただきます。

一つは図書館の環境促進のところ、当然のことながら、図書館には幼児用に小さな机やスペースがございます。車いすの方のためのスペースもあると思います。そうすると、知的障がいの方々には、集中ができていく場合がありますので、パーテーションのようなものがありましたら、非常にありがたいです。特別支援学校でも、集中する場面では区切りがあると非常に活動がしやすくなるお子さんもいらっしゃいます。ただそれを常設することがいいのかどうか、それはまた別なのかもかもしれないという気もするのです。子供によって高さが違ったり、ない方がよい場合もあったり、一体感がある方がよい場合もありますので、ボタンで仕切りが上がってくるようなのが一番いいかと思っていますが、そういう多様化に対応する先進的な設備があればと思いました。

もう一つは利用促進に関してです。学校と、一生涯を通じて利用する地域の図書館の利用方法があまりに異なってしまうと、なかなか利用促進につながっていきません。ですから、この利用方法について、できるだけ統一感のあるものがあつたらよいと思います。学校と連携していくことが必要だと感じます。学校で学んでいる方法で、地域でもできればよいと思います。そうすることで、子供たちが卒業した後も地域の中で図書館を利用していければよいと思っています。

委員長

知的障がいのある子供が集中できるスペース、可動式の衝立などがあればよいということ。そしてまた、学校と地域の図書館の利用方法の統一性についても考えていただけたらということでした。

委員

第4章の「製作人材の養成・確保」の中で「若年者の製作人材を養成するための講習会の開催」ということを書いてくださっております。若い方に点訳というものはこういうものなのだという事を知っていただくことは、底辺が広がってとてもよいことだと思います。ただ、ボランティアの本音といたしましては、難しいのはそれ以降継続していくということで、続けてくださるということはとても難しいです。というのは、ボランティアはしてもしなくても生活に何の支障もありませんので、辞められる方も多い状況です。ですから、若い方に体験していただければ、そのあと持続可能な形で続けていただけたら嬉しいというのが感想です。

委員長

このことについては、前回もお話が出て、副委員長からもご意見が出ました。ボランティアの高齢化が進んでいるので、まずは高校生や大学生の時期からボランティアをしていただくのはとてもいいことだけれども、社会人になった時に続いていかないので、社会人になってからも継続できる体制づくりがほしいというご意見が出ていたと思います。ですから、とっかかりは学校教育の中でしていくのだけれども、それを継続していけるような体制づくりを計画の中に書き込め

たらということですので、事務局で検討いただきたいと思います。

ほかにご意見はございますか。

委員 第4章1のアクセシブルな書籍の充実の中で、「製作人材の養成・確保及び関係者による連携体制の構築」とありますが、先ほどからご意見を伺っていて感じたことが一点ありましたので、発言させていただきます。

視覚障がい者、特に弱視の方についてはそれぞれ見え方は様々です。アクセシブルな書籍について、PDFの画像がいい方、テキストデータがいい方、もちろん点訳・音訳のような媒体がよいという方など、様々なニーズがあると思います。様々なアクセシブルな書籍を製作するという時に、大事なことはデジタル化することだと思えます。具体的にはテキストデータ化することです。紙媒体の情報をデジタル化することによって、そのあとの加工がパソコンで容易になります。本校でICT機器を活用した授業実践の中で、いろいろ試行錯誤してきた中で、紙媒体だとどうしても見えにくいので、デジタル化すると、それぞれの見え方に合わせて微調整が利きます。見えなかったものが見えるようになります。ですので、まずは紙媒体の情報をデジタル化することが必要で、それがあってからの点訳なり音訳だと思えます。我々の教育活動の中で、紙媒体の情報をデジタル化するのに一番大変だったのは、文字おこしをすることでした。一冊の本を全部データとして打ち込んでいくわけなので、非常に時間がかかりました。ですので、もしアクセシブルな書籍の製作の支援を行うということについて、もっと効率の良い製作の仕方、データ化の仕方というものが、この時代にはあるのではないかと考えております。たとえばスキャナにかけて、OCRのソフトにかけてデータ化する方法もあると思います。もしかするとAIを使ったものもあるのかもしれない。効率の良い方法を模索することも同時に必要ではないかと感じました。

委員長 テキストデータ化は前回も議論に出て、ご意見をいただいたのが委員からでした。今の委員からの効率化ということも含めて、ご意見いただけますか。

委員 7ページの分業体制づくりというところですが、人材不足の中で製作をしていくには必ず必要だと考えていたところです。その分業体制を作るためには、今、点訳・音訳している過程というのを細分化していく必要があると思います。細分化していくと、例えば先ほどタブレットでは製作体験ができないというお話がありましたが、主なものはおそらくできないのだろうと思えますけれども、委員からもありましたように、紙媒体の物をデジタル化するという過程において、OCRでデジタル化することのももちろんありますが、誰かが読み上げてそれを音声データとして保存するという方法もあります。音声データをデジタル化するということは日々進化していき、自動の文字起こしはかなり正確にできるようになっています。おそらく県の方でも議事録などはそちらを使って作成されていると思います。もちろん修正することも必要となってくるので、完全に機械化することはできませんけれども、かなり簡略化できると思います。過程を細分化することによって、いろいろな方がいろいろな働き方、得意を活かして関わることができるという体制を作ることができるのではないかと思います。ただそこで一つ懸念されるのは、過程を細分化すると、例えば高校生が細分化されたことをやっている、これは何のためにしているのかというのが見えなくなってくるので、全体的な目的とか意義とかを共有することが必ず必要になってきます。ですので、図書館の方や専門機関の方の管理監督の下で行うということが非常に大事ですし、そのことによって関わる方がやりがいを持って作業することができると思

います。

委員長

委員が以前学校でやっていた膨大な作業量、とても大変だったということに対して、委員からは、その作業を一度分析して細分化してはどうかというご意見でした。例えば音声データをテキストデータに変換するのはかなり進んでいるので、そういった方法も取り入れると効率的に作業ができるのではないかと。そうすると、高校生がタブレットで参加することもできるのではないかと。ただその場合には、今、自分はどこの部分をやっているかをきちんとお示ししないと、何をしているのか分からないという状況が生まれてくるので、きちんと全体像もお示しすることが大切、というご意見でした。実際前に進めるときには必要ですね。

委員

いろいろな方、高校生やボランティアの方に作業をお願いするということはよいと思うのですが、先ほど申し上げたように、著作権法の問題があるので、製作を許されているところが主体となって、管理監督をするということが必要だと思います。前の著作権法改正でテキストデータも扱えるようになったので、それはクリアしているので大丈夫なのですが、あくまでも主体は先ほど申し上げたところで、その責任の下で行っていく必要があると思います。

委員長

最初に委員がおっしゃったように、量と質と両方あって、製作を許されている三者が主体となって、質の良い書籍を製作する必要があるということですね。

委員

教育機関はおそらく大丈夫なのですが、それ以外ですと、やはり著者の権利を守るのが著作権法なので、私どもも権利制限のあるところで製作をしていますから、そこはおさえしておく必要があると思います。

委員長

その枠の中でやっていくということですね。分かりました。ほかにご意見はありますか。

委員

一点ご教示いただきたいのですが、データで新しく書籍が作られたとしますと、それは最終どういう流れになるのでしょうか。視聴覚障がい者支援センターなど、製作したどこかでデータを持たれるのか、それともサピエ図書館にデータを移すのか、あるいは希望があればデータを全国に送る組織があるのか、どういう体制になるのでしょうか。

委員長

このことについては委員が詳しいのでお願いします。

委員

今現在サピエ図書館では、生テキストは扱っていないのです。だからアップはできない状況にあります。令和3年度に国立国会図書館が生テキストを収集するということを言っております。どこまでかというのは私も詳しくは確認できていないのですが、そういう動きもあります。確かに委員がおっしゃるように、弱視の方は生テキストが必要だということをずっと声をあげられてきております。サピエでは上げられない状況にあるのですが、国立国会図書館で扱うとは聞いています。しかし、どのように収集するのかといったことはまだ把握できておりません。学校でデータを保管するのか、点字図書館の方で、サピエ図書館にはアップしないけれども所蔵していくのか。ただ、そういったデータはお互いに共有することが大事だと思います。一回作ったものを、そのままプライベートなもので終わらせてしまうというのはもったいない。製作にも時間がかかっていますので、やはりどこかに所蔵を明らかにして共有していくのがベストだと思います。

委員長

副委員長はいかがですか。

副委員長

この骨子案には、第1回の協議の意見が概ね盛り込まれておりますので、本当に早い実現を希望いたします。今後のスケジュールの中に、パブリックコメントを求める期間がございますので、その中でもっと具体的な要望が寄せられるのではないかと期待がございます。

内容については、今、著作権やデータの扱いに関する話があって、私の方で思い浮かんだことがありますので申し上げますと、10ページに「福祉関係者と読書推進に関わる関係者のネットワークの構築」とあります。このネットワークのメンバーの中に、出版社などデータを配信する、読書をもっと皆さんに広めたいという活動を常時行っているような機関が入っていただけたらよいのではないかと思います。例えば若者が楽しめそうなコミックの素材を、ナレーションを付けて配信している出版社もあれば、漫画等を視覚障がいの方にも楽しんでもらいたいという意図で、原作者了解のもとシナリオ化しているところなどがあります。そういった先端的なことに取り組んでいる出版社とネットワークを組んで進めていくというのもよいのではないかと考えております。

委員長

ネットワークの中に出版社も含めたらよいのではないかとのご意見でした。委員からも地元の出版社という話もありましたが、そういうところからスタートしていくのはどうでしょうか。

委員

国の計画には、出版社も入っていたと思います。

委員長

ありがとうございます。ほかにご意見はありますか。

委員

先ほどのご意見にありましたが、地域の図書館もサピエ会員に入っていただくと、私も大変ありがたいと思います。予算的にすぐには難しいということであれば、現在、県立図書館と相互貸借する覚書を締結しておりまして、お互いの資料を必要だという方が窓口に来られたら、それぞれの図書館に連絡が入って、それを郵送して利用者の方にお渡しする体制はできております。まだ実績はないのですが、そういった体制を地域の図書館とも可能になるようなネットワーク、県立図書館と市町村図書館とはネットワークができていますので、その中に点字図書館も入れていただければと思います。やはり利用者は、地域の図書館を利用したいという方もいらっしゃると思いますので、そこへ来られた方のニーズに対応するときに、点字図書館にある資料が必要という方がいらっしゃったら、連絡していただければお送りし、利用者の方へ提供したいと思います。そのような図書館のネットワークが構築されればよいと思います。そこから始めていただければと思っています。

委員長

県立図書館と市町村の図書館、そこに点字図書館が加わったネットワークが構築されれば利便性が高まるということですね。これについては事務局で具体的に推進するときにお考えいただけますでしょうか。

それでは意見も出尽くしたようです。

本日は骨子案について委員の皆様からいろいろとご意見をいただきました。骨子案では、6ページで基本的な考え、そして7ページから具体的な施策の方向性が示されました。7ページ「1. アクセシブルな書籍の充実及び製作人材の養成・確保」は、主に書籍を「作る」という観点で構成されておりました。8ページ「2. アクセシブルな書籍の入手及び利用のための支援」は、障が

いのある方が書籍を入手するために、どんな機器があつて、どう使えば情報を入手できるかという、「使う」という観点でまとめられていたと思います。そして最後9ページ「3. 読書を支援する環境の充実と人材の養成」では、点字図書館・大学図書館・県立図書館・市町村図書館がネットワークを作って、障がいのある方が「使う」ことを、それぞれの地域で支えていきましよう。そのためにはすべての図書館が連携をしなければならないと。ですから、9ページは「使うを支えるネットワーク」という形でおまとめいただいたのではないかと思います。

今後は、事務局から最初説明があつたように、今いただいたご意見に加えて、パブリックコメントを実施していただき、そこで寄せられたご意見も反映して、この骨子案に肉付けしていただけるということです。

今日は委員の皆様から貴重なご意見をいただきありがとうございました。それでは事務局にお渡しいたします。